

配信課題Ⅲ-1(法規)

© 2018 建築士の塾

※平成30年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. レストランの調理室は、「居室」である。
2. 地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程は、「特定工程」である。
3. 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。
4. 延べ面積2,000㎡の警察署は、「特殊建築物」である。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 道路高さ制限において、建築物の屋上部分に設ける高さ5mの高架水槽の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限における建築物の高さの算定は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さによる。
3. 建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路(都市計画法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものを除く。)がある場合において、特定行政庁の許可を受けて当該計画道路を容積率の算定に当たっての前面道路とみなす場合は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。

4. 建築面積が1,000㎡の建築物において、倉庫(床面積125㎡)とそれに通ずる階段室からなる地階は、当該建築物の階数に算入する。

問題 3

都市計画区域内において、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものは、次のうちどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認を要しない区域の指定はないものとする。

1. 延べ面積400㎡の鉄筋コンクリート造2階建演芸場の映画館への用途変更
2. 工作物である一般交通の用に供するエスカレーターの設置
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所の新築
4. 延べ面積50㎡の木造平家建住宅の新築

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
2. 建築主は、鉄骨造、延べ面積300㎡、地上2階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、当該工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。
3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなのは、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上3階建ての事務所を新築する場合においては、建築主は、当該建築物の検査済証の交付を受ける前においても、特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるときは、仮に、当該新築に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

問題 5

石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 石綿等以外の物質で、その居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質として定められているものは、クロルピリホス及びホルムアルデヒドである。
2. 居室には、原則として、所定の基準に適合する、機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設けなければならない。
3. 居室の内装の仕上げには、所定の基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室であっても、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いてはならない。
4. 居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、原則として、当該材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積が、当該居室の床面積を超えないようにしなければならない。

問題 6

「避難上の安全の検証」に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、主要構造部を耐火構造としたものとする。

1. 階避難安全検証法は、建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間、歩行時間、出口を通過するために要する時間等を計算することとされている。
2. 階避難安全性能を有するものであることが、階避難安全検証法により確かめられた階については、当該階の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離の制限の規定は適用しない。
3. 全館避難安全検証法とは、火災が発生してから、「在館者のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間」と、「火災による煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下する時間」及び「火災により建築物が倒壊するまでに要する時間」とを比較する検証法である。

4. 全館避難安全性能を有するものであることが、全館避難安全検証法により確かめられた場合であっても、「内装の制限を受ける調理室等」には、原則として、内装の制限の規定が適用される。

問題 7

内装制限等に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 木造の2階建の住宅で、2階にある台所(火を使用する器具を設けたもの)の天井の室内に面する部分の仕上げについては、難燃材料とした。
2. 地上15階建の耐火建築物で、15階にあるレストランの天井の室内に面する部分の仕上げについては、準不燃材料とした。
3. 耐火建築物の地上7階建の共同住宅で、その屋内に設ける避難階段の階段室の天井の室内に面する部分の仕上げ及びその下地については、不燃材料とした。
4. 耐火建築物の地上4階建の百貨店で、その用途に供する4階部分の床面積が1,100㎡であるものの売場の天井の室内に面する部分の仕上げについては、難燃材料とした。

問題 8

次の建築物のうち、建築基準法上、**2以上の直通階段を設けなければならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての旅館で、各階に宿泊室(床面積 30m^2)が6室あるもの(2階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする)
2. 主要構造部が不燃材料で造られた地上2階建ての寄宿舍で、2階における寝室の床面積の合計が 150m^2 、2階における寝室以外の居室の床面積の合計が 150m^2 のもの
3. 主要構造部を準耐火構造とした、延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における売場の床面積の合計が 500m^2 のもの
4. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのナイトクラブの用途に供する建築物で、各階に客席があり、各階の居室の床面積の合計が 200m^2 で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設け、各階から地上に通ずる屋外の直通階段を、屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとしたもの

問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内において、地下1階、地上2階建の事務所は、耐火建築物としなければならない。
2. 事務所の事務室において、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積の合計が、当該事務室の床面積の $\frac{1}{20}$ 未満の場合には、当該事務室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。
3. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内にある延べ面積 200m^2 、木造、地上2階建の共同住宅は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

4. 可燃性ガス 800m^3 (温度が 0 度で圧力が 1 気圧の状態に換算した数値)を常時貯蔵する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 階段面の水平投影面積が 6m^2 であるエスカレーターの階段の積載荷重は、 16kN とすることができる。
2. 非常用の照明装置を設けていないことについて、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物であって、独立部分(開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分)が2以上あるものについて増築をする場合においては、当該増築をする独立部分以外の独立部分には非常用の照明装置を設けなくてもよい。
3. エレベーター強度検証法による主要な支持部分等の断面に生ずる常時の応力度は、昇降する部分以外の部分の固定荷重、昇降する部分の固定荷重及びかごの積載荷重を合計した数値により計算する。
4. 準防火地域内における地上2階建て延べ面積 480m^2 の共同住宅の各戸の界壁を貫通する給水管は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間、当該界壁の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものを使用することができる。

問題 1 1

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、限界耐力計算（それと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。）、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 木材の繊維方向の許容応力度は、積雪時の構造計算をするに当たっては、積雪時以外の数値に対して、長期に生ずる力に対する許容応力度については1.3を、短期に生ずる力に対する許容応力度については0.8をそれぞれ乗じて得た数値としなければならない。
2. 設計基準強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のコンクリートの場合、短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の $\frac{1}{15}$ に相当する。
3. 高さ31m以下の建築物の地上部分について、許容応力度等計算において、各階の剛性率を確かめる場合、当該剛性率は、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算する。
4. 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。

問題 1 2

木造の一戸建ての住宅における構造強度等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 構造耐力上主要な部分である柱の必要小径は、屋根をふく材料によって異なる場合がある。
2. 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比は、200以下としなければならない。
3. 最下階の居室の床が木造で、床下をコンクリート等で覆わない場合、原則として、その外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積 300cm^2 以上の換気孔を設けなければならない。

4. 木材を基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、その繊維方向の許容応力度は、常時湿潤状態でない場合の数値の70%に相当する数値としなければならない。

問題 13

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期（常時及び積雪時）及び短期（積雪時及び暴風時）の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。
2. 津波による災害の発生のおそれのある区域においては、津波による外力に対して安全であることを確かめなければならない。
3. 鉄骨造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、滑節構造である場合を除き、原則として、国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。
4. 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200以下としないことができる。

問題 14

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した巡査派出所は、道路内に建築することができる。
2. 特定行政庁は、壁面線を指定する場合、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の同意を得なければならない。
3. 土地区画整理法による新設又は変更の事業計画のある幅員 6 m の道路で、3 年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
4. 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際現に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8 m 未満の道を建築基準法上の道路として指定する場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

問題 15

次の建築物のうち、建築基準法上、原則として、**建築してはならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種中高層住居専用地域内の「延べ面積 2,500 m^2 の 5 階建の税務署」
2. 第二種中高層住居専用地域内の「延べ面積 1,500 m^2 の 2 階建の事務所」
3. 準住居地域内の「客席の部分の床面積の合計が 190 m^2 の平家建の映画館」
4. 工業地域内の「延べ面積 300 m^2 の 2 階建の診療所」

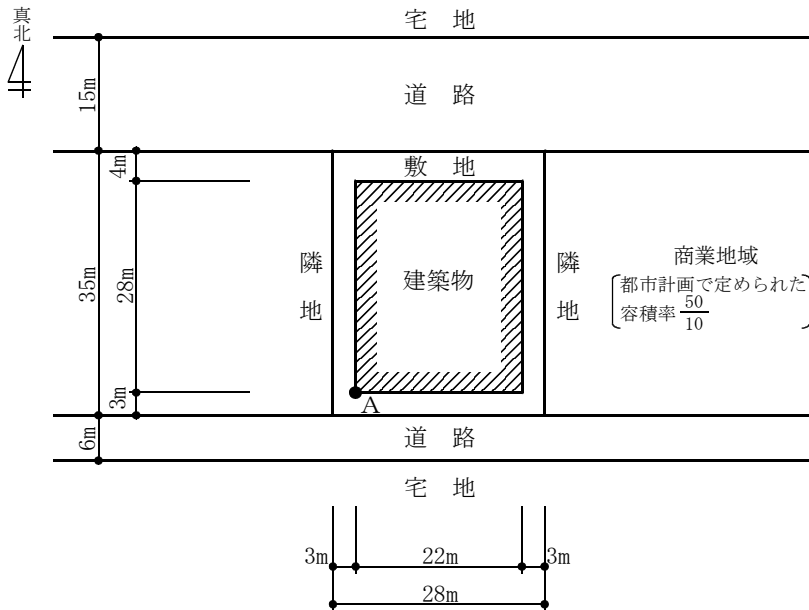
問題 16

建築物の容積率及び建蔽率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、敷地は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものではないものとする。

1. 幅員15mの道路に接続する幅員8mの道路を前面道路とする敷地が、幅員15mの道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が35mの場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は2mとする。
2. 高度利用地区内においては、学校、駅舎、卸売市場等で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率に適合しないものとするができる。
3. 都市計画において定められた建蔽率の限度が $\frac{6}{10}$ の第一種住居地域内で、かつ、準防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率の限度の緩和の対象となる。
4. 工業地域内にある建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、都市計画において定められた建蔽率の限度にかかわらず、建蔽率の限度の緩和の対象となる。

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 13.5 m
2. 18.0 m
3. 27.0 m
4. 31.5 m

問題 18

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準防火地域内においては、延べ面積1,500㎡、地上2階建ての建築物で各階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
2. 準防火地域内においては、木造建築物等に附属する高さ2mを超える塀で、当該塀が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積2,000㎡、地上2階建ての建築物で各階を博物館の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
4. 延べ面積600㎡、地上2階建ての事務所の用途に供する建築物が、「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、防火壁の有無にかかわらず、その全部について耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

問題 19

地区計画又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画は、都市計画区域内においてのみ定めることができるが、建築協定は、都市計画区域及び準都市計画区域外においても定めることができる。
2. 地区整備計画が定められている区域内においては、市町村の条例による制限として、建築物の階数の最高限度を定めることができる。
3. 建築協定は、建築協定を締結しようとする区域内のすべての土地を一人で所有している場合にも、定めることができる。
4. 建築協定の締結には、建築協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合は、借地権を有する者全員の合意がなければならない。

問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

1. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる共同住宅の屋根の構造は、その全部について、同項の規定の適用を受け、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するために屋根に必要とされる所定の性能を有するものとしなければならない。
2. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域の規定の適用については、当該一団地は一の敷地とみなされる。
3. 都市計画において建築物の高さの限度が10mと定められた第一種低層住居専用地域内においては、所定の要件に適合する建築物であって、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものについては、建築物の高さの限度は、12mとすることができる。
4. 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 業務に関して不誠実な行為をして建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は、建築士の免許を受けることができない。
2. 建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあつた場合であっても、建築士の免許を取り消される。
3. 一級建築士が懲戒処分を受けたときは、国土交通大臣により、処分の年月日、氏名、登録番号、処分の内容、処分の原因となつた事実等が公告される。
4. 建築士が道路交通法違反等の建築と関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**正しい**ものはどれか。

1. 延べ面積1,500㎡、高さ13m、軒の高さ9m、木造平家建の倉庫を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計をしてはならない。
2. 一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。
3. 「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認し、建築工事の指導監督を行うことをいう。
4. 一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物について、当該建築物の設計をした一級建築士の指導の下に、二級建築士は、当該建築物の工事監理をすることができる。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都道府県知事により指定事務所登録機関が指定された場合、建築士事務所の登録を受けようとする者は、一級建築士事務所の場合においても、原則として、登録申請書を当該指定事務所登録機関に提出しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 開発区域の面積が20haの開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者と協議しなければならない。
2. 市街化調整区域内において、農業用の温室の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。
3. 都市計画区域内において、建築物の増築で当該増築に係る床面積の合計が10㎡であるものの用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。
4. 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が完了したときは、その旨を都道府県知事に届出を行うことにより、原則として、当該開発区域内の土地において、直ちに建築物を建築することができる。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 診療所及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階(床面積の合計450㎡)については、ガス漏れ火災警報設備を設置しなくてもよい。
2. 延べ面積2,500㎡、地上3階建ての倉庫に設ける屋内消火栓は、当該倉庫の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が25m以下となるように設けなければならない。
3. 地上3階建ての特別支援学校で、各階の収容人員が10人のものについては、原則として、2階以上の階に避難器具を設置しなければならない。
4. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

問題 2 6

床面積の合計が2,000㎡の図書館を新築しようとする場合における次の記述のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律上、**誤っている**ものはどれか。

1. 当該図書館の建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2. 当該図書館に設ける階段のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものは、踊場を除き、手すりを設けなければならない。
3. 当該図書館の敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合、その車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
4. 当該図書館における移動等円滑化経路を構成する階段に代わる傾斜路の幅は、90cm以上としなければならない。

問題 27

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 景観法に基づき、景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における「地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域」について、景観計画を定めることができる。
2. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築主は、特定建築行為をしようとするときは、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
3. 建設業法に基づき、建築工事業を営む者は、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための下請契約で、下請代金の額の総額が4,000万円の場合は、特定建設業の許可を受けなければ締結してはならない。
4. 労働安全衛生法に基づき、事業者は、建設業の仕事で、高さ31mを超える建築物の建設の仕事を開始しようとするときは、原則として、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

問題 28

建築士法に基づく懲戒処分等に関するイ～ニの記述について、**正しいものの組合せ**は、次のうちどれか。

- イ. 一級建築士たる工事監理者として、工事監理を十分に行わなかったことにより、施工上重大な欠陥を見逃した場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。
- ロ. 一級建築士たる建築士事務所の開設者として、建築士事務所の業務を廃止したにもかかわらず、業務廃止から30日以内に廃業届を提出しなかった場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。
- ハ. 一級建築士たる工事施工者として、確認済証の交付を受けなければならない建築工事について、確認済証の交付を受けずに当該工事を行った場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象とはならない。

ニ、建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。

1. イとロとハとニ
2. イとロとハのみ
3. イとロとニのみ
4. ハとニのみ

問題 29

建築物の解体等に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、高さが5 m以上のコンクリート造の工作物の解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。
2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業の許可を受けている場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、床面積の合計が40㎡の木造建築物の解体工事の受注者は、原則として、分別解体等を行わなければならない。
4. 「労働安全衛生法」に基づく石綿障害予防規則により、石綿等が使用されている建築物の解体等の作業を行うときに事業者があらかじめ定める作業計画は、「作業の方法及び順序」、「石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法」及び「作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法」が示されているものでなければならない。

問題 30

次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を、工事施工者が当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工した場合、当該工事施工者は罰則の適用の対象となる。
2. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならないが、当該二級建築士は罰則の適用の対象となる。
3. 患者の収容施設がある地上3階、床面積300㎡の診療所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一定の資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。